

中央・西部・東部児童相談所嘱託員 募集要項

平成 29 年 12 月 1 日
子ども青少年局名古屋市中央児童相談所相談課

中央・西部・東部児童相談所にて勤務する嘱託員（児童虐待対応員・児童相談協力員・家庭復帰支援員・里親委託等推進員）を次のとおり募集します。

なお、この募集については、平成 30 年度予算成立が前提となります。

1 職種・採用予定人数・主な職務内容等（複数職種の希望可）

職 種	採用予定人数	主 な 職 務 内 容 等
児童虐待対応員	9名程度	<ul style="list-style-type: none">児童虐待相談に関する児童の養育状況、家庭環境、学校等での状況及び関係機関の関わり等の調査児童の一時保護及び保護に付随する業務児童虐待相談及び防止活動に関する業務
児童相談協力員	5名程度	<ul style="list-style-type: none">児童に関する相談及び通告の受付関係機関等への調査児童相談に付随する庶務的業務
家庭復帰支援員	1名程度	<ul style="list-style-type: none">家庭復帰支援事業の対象とする児童相談所のケースの選定対象ケースに応じた支援プログラムの選択児童相談所の担当福祉司、心理司と連携しての支援プログラムの実施児童の家庭復帰後の支援の協力
里親委託等推進員	1名程度	<ul style="list-style-type: none">里親制度の普及啓発新たに里親候補となる方の開拓里親及び里親になることを希望する方に対する研修に関する事務委託を受けていない里親への意向調査委託児童及び里親自身に関する養育相談

※ 採用予定人数は現時点での目安であり、今後の事業計画等により変動することがあります。

2 応募資格

下記の (1) 及び (2) の条件をいずれも満たす方

(1) 次のいずれかに該当される方

- ア 児童福祉司たる資格を有すること。
- イ 社会福祉士の資格を有すること。
- ウ 社会福祉主事として、児童福祉事業に従事した経験を有すること。
- エ 保健師として母子保健事業に従事した経験を有すること。
- オ 保育士として児童及び保護者の指導に従事した経験を有すること。
- カ 各号に準ずる資格、経験を有すること。

(2) 次のいずれにも該当しない方

- ア 成年被後見人又は被保佐人（準禁治産者を含む。）。
- イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ウ 名古屋市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者。
- エ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他団体を結成し、又はこれに加入した者。

3 申込み

(1) 申込期間

平成 29 年 12 月 1 日（金）から平成 29 年 12 月 26 日（火）まで（必着）

(2) 申込方法

次記の申込書類に必要事項を記入の上、名古屋市中心児童相談所相談課まで簡易書留で郵送（12/26（火）必着、封筒の表に「嘱託員応募」と朱書き）又は持参してください。

※ 持参の場合は、申込期間内（土曜日・日曜日・祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで受付けます。

〔郵送宛先〕

〒466-0858 名古屋市昭和区折戸町4丁目16番地
名古屋市中央児童相談所相談課

(3) 申込書類

ア 応募申込書（第1号様式及び第2号様式）

イ 小論文

【共通テーマ】

「児童虐待を受けた子どもやその保護者支援において、私が大切だと考えること、また留意すること」

1,000文字程度、A4縦長横書き、始めに「希望する職種（複数ある場合は全て）」、「氏名」を自筆で明記した上、氏名の後に押印してください。「希望する職種」及び「氏名」以外は自筆、パソコン等を問いません。上記のテーマについて、ご自分の体験などを交えて具体的にお書きください。

ウ 第一次選考結果通知用封筒（長形3号 サイズ120mm×235mm）

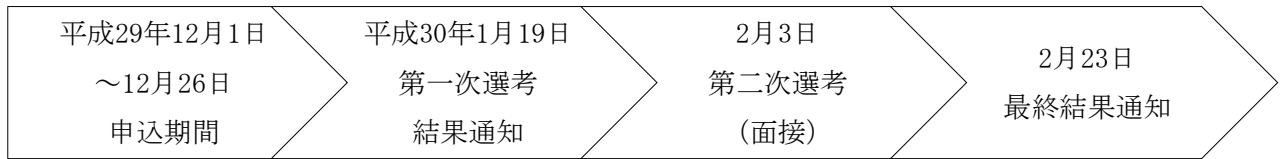
82円切手を貼り、住所・氏名を記載したもの。

※ 複数職種を希望される方は、応募申込書（第1号様式）の「希望する職種」欄で複数職種を○で囲んだ上、（ ）に希望する順位の数字を記入してください。申込書類（応募申込書、小論文及び第一次選考結果通知用封筒）を複数提出する必要はありません。

※ 申込書類に不備がある場合は受け付けません。また、一度提出された書類は返却しません。

4 選考の日程等

(1) 選考の流れ



(2) 選考内容

区 分	日 程	選 考 内 容	配 点
第一次選考	平成 29 年 12 月 26 日 (火) までに提出	申込時に提出いただく応募申込書による書類選考及び小論文による筆記試験を行います。	120 点満点
第二次選考	平成 30 年 2 月 3 日 (土)	口述による個人面接試験(20 分程度)を実施します。	300 点満点

※ 各選考において得点が一定水準に達しない場合は、総合得点に関わらず不合格となります。

(3) 第二次選考会場及び集合時間

第一次選考結果通知に記載してお知らせします。

(4) 各選考結果の通知

第一次選考結果は平成 30 年 1 月 19 日 (金) (予定) に、最終選考結果については平成 30 年 2 月 23 日 (金) (予定) に郵送にて通知します。併せて本市ウェブサイトにも最終合格者の受験番号を掲載します。

なお、電話等による可否に関する問い合わせには一切お答えできません。

5 選考結果の開示

選考試験の成績については、名古屋市個人情報保護条例第 31 条の規定に基づき、口頭で開示を請求することができます。開示は閲覧により行います。

第一次選考 不合格者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第一次選考順位 ・ 第一次選考得点 ・ 第一次選考合格基準点 	各選考結果発表日から その翌月同日まで (ただし、最終日が閉庁日の場合は、次の開庁日まで)	名古屋市中心児童相談所相談課において、必ず受験者本人が、運転免許証、旅券等の身分証明書(写真のあるもの)を提示して口頭で申し出てください。
第二次選考 不合格者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 総合順位 ・ 総合得点 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 9:00~12:00 ・ 13:00~17:00 (土・日・祝・振替休日を除く)	

※ 開示請求は受験者本人による中央児童相談所(名古屋市昭和区折戸町 4 丁目 16 番地)への来所が必要です。電話・郵便等による請求は受け付けておりません。

※ 必要提示書類(写真付の身分証明書)に不足がある場合は開示できません。

※ 来所の際は公共交通機関をご利用ください(自家用車での来所はご遠慮ください)。

6 委嘱（採用）

- (1) 最終合格者は成績順に各職種の採用候補者名簿に登載され、名簿の中から児童虐待対応員については上位 9 名程度、児童相談協力員については上位 5 名程度、家庭復帰支援員については上位 1 名程度、里親委託等推進員については上位 1 名程度を「平成 30 年 4 月採用予定者」とし、平成 30 年 4 月 1 日に委嘱（採用）予定です。その他の合格者は、欠員の状況などに応じて逐次採用されますが、採用候補者名簿に登載された人がすべて採用されるとは限りません。なお、採用候補者名簿の有効期限は、最終合格者発表の日から平成 31 年 1 月 31 日までとなります。
- (2) 委嘱期間は平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までとなります。勤務状況等に応じて最長で平成 32 年 3 月 31 日まで更新される場合がありますが、事業執行の状況により定数の改廃が生じた場合等は更新しません。委嘱は各年度予算の議決を条件とします。
- (3) 受験資格がないことや申込書類に不正があることが判明した場合は採用されません。

7 身分

名古屋市の非常勤職員

8 勤務条件

報酬	児童虐待対応員 月額 272,100 円、他に通勤費用を支給 児童相談協力員 月額 255,600 円、他に通勤費用を支給 家庭復帰支援員 月額 255,600 円、他に通勤費用を支給 里親委託等推進員 月額 255,600 円、他に通勤費用を支給 ※ 児童虐待対応員及び児童相談協力員については、緊急相談業務に従事した場合に従事時間数に応じた加算あり。 (平成 29 年 12 月 1 日現在)
勤務時間	<児童虐待対応員・家庭復帰支援員・里親委託等推進員> 月曜日から金曜日の午前 8 時 45 分から午後 5 時 30 分までの間で 1 日 6 時間（1 時間の休憩を除く）。週 30 時間。 <児童相談協力員> 月曜日から金曜日の①午前 8 時 45 分から午後 3 時 45 分（うち休憩 1 時間） 又は②午後 0 時 45 分から午後 7 時 45 分（うち休憩 1 時間）（ローテーション勤務）。週 30 時間。
休日	土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、 年末年始（12 月 29 日から 1 月 3 日まで）
休暇	年次休暇、忌引休暇、介護休暇及び病気休暇等
社会保険	健康保険、厚生年金、雇用保険、公務災害補償あり

勤務場所	<p>第二次選考（面接）にて希望をお聞きし、総合的に判断して決定します。各児童相談所の詳細については以下のとおりです。</p> <p><名古屋市中央児童相談所> 住所：名古屋市昭和区折戸町4丁目16番地（児童福祉センター内） 所管区域：千種区、東区、北区、中区、昭和区、守山区、名東区</p> <p><名古屋市西部児童相談所> 住所：名古屋市中川区小坂町1丁目1番地の20 所管区域：西区、中村区、熱田区、中川区、港区</p> <p><名古屋市東部児童相談所> 住所：名古屋市緑区鳴海町字小森48番地の5 所管区域：瑞穂区、南区、緑区、天白区</p> <p>※ 東部児童相談所は平成30年度の早い時期に開設予定です。そのため、勤務場所が東部児童相談所の場合、開設までは中央児童相談所又は西部児童相談所にて勤務していただきます。</p>
------	---

9 個人情報の取扱い

採用選考に際して提出された書類等は一切返却しません。なお、採用選考において取得した個人情報は、採用選考及び採用に関する事務以外の目的では使用しません。

〈問合せ先〉

名古屋市中中央児童相談所相談課 嘱託職員採用担当

名古屋市昭和区折戸町4丁目16番地

（名古屋市児童福祉センター内）

Tel:052-757-6111 Fax:052-757-6122